介護予防訪問看護費

点検項目	点検事項	点検結果	
准看護師の訪問		該当	
理学療法士等の訪問		該当	
同一建物減算	指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは 隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問看護事業所と同一建 物(以下「同一建物等」という)に居住する利用者(単位数 90/100)	該当	
	同一建物等の場合で、 指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建 物に50人以上居住する建物の利用者(単位数85/100)	該当	
	同一建物等以外の場合で、 指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建 物に20人以上居住する建物の利用者(単位数90/100)	該当	
夜間加算	18時~22時	該当	
深夜加算	22時~6時	該当	
早朝加算	6時~8時	該当	
緊急時訪問看護加算	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ 行うことができる体制	あり	対応マニュアル等
	利用者の同意	あり	同意書等(規定はなし)
	早朝・夜間、深夜加算	2回目以降	サービス提供票
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	なし	
	24時間対応体制加算(医療保険)の算定	なし	

(加算チェックシート) 403 介護予防訪問看護費(1/3)

点検項目	点検事項		
特別管理加算(I)	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	あり	訪問看護計画書、訪問看護記録 書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援の 有無	あり	
特別管理加算(Ⅱ)	1 在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	該当	主治医の指示書等
	2 人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態	該当	主治医の指示書等
	3 真皮を越える褥瘡(じよくそう)の状態	該当	主治医の指示書等
	4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	あり	訪問看護計画書、訪問看護記録 書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援の 有無	あり	
初回加算	過去二月の利用実績がない	該当	サービス提供記録等
退院時共同指導加算	共同指導の内容を文書により提供	あり	提供した文書
	退院又は退所後に訪問	あり	訪問看護記録書
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	

(加算チェックシート) 403 介護予防訪問看護費(2/3)

点検項目	点検事項	点検結果	
複数名訪問看護加算 (I)	一人で看護を行うことが困難な場合	該当	
	複数名の看護師等による訪問看護を行うことにつき利用者から同意を得ている	該当	
	両名とも保健師、看護師、准看護師又はPT、OT、ST	該当	訪問看護記録書等
複数名訪問看護加算 (Ⅱ)	一人で看護を行うことが困難な場合	該当	
	看護師等及び看護補助者による訪問看護を行うことにつき利 用者から同意を得ている	 該当	
	看護師等が看護補助者と訪問看護を実施	該当	訪問看護記録書等
1時間30分以上の訪 問看護	特別管理加算の算定者であり1.5 H以上の訪問看護をした 場合	該当	
中山間地域等における 小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域+事業所規模要件	該当	
中山間地域等に居住す る者へのサービス提供 加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
看護体制強化加算	1 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数の うち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合	5割以上	
	2 算定日が属する月の前6月間いおいて、利用者の総数の うち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合	2割以上	
	利用者の同意	あり	同意書等(規定はなし)
	1 及び2の割合の記録(毎月)	あり	台帳等(規定はなし)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1 研修の計画策定、実施	該当	研修計画(報告)書
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施	全員に実施	
	4 勤続年数7年以上の看護師等の数	3割以上	勤務表、出勤簿等
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1 研修の計画策定、実施	該当	研修計画(報告)書
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施	全員に実施	
	4 勤続年数3年以上の看護師等の数	3割以上	勤務表、出勤簿等

(加算チェックシート) 403 介護予防訪問看護費(3/3)